

小規模事業経営支援事業費補助金（商工会連合会広域振興事業費）
アンテナショップ（まるっと！あいち）設置事業 業務委託仕様書

1 目的

商工会地域において地域資源を活用し開発された、多くの優れた特産品がある。小規模事業者では販売力に限界があり商工会地区では認知されているが、広く県内外に知らしめることができない場合が多いことから、愛知県商工会連合会（以下「本連合会」という。）が名古屋空港ターミナルビルでアンテナショップを設置し、効率よく特産品のPR・販売促進・販路拡大をはかり小規模事業者の業績向上に寄与するとともに、地域活性化を図ることを目的としている。

本仕様書は、アンテナショップの運営を業務委託するにあたり、円滑かつ効果的・効率的な管理運営の実施に必要な事項を定めるものである。

2 委託概要

(1) 委託業務名 「県営名古屋空港におけるアンテナショップ設置」事業
業務委託

(2) 委託店舗概要

- ①名称 まるっと！あいち
- ②所在地 愛知県西春日井郡豊山町豊場
「県営名古屋空港ターミナルビル1階」
- ③店舗の規模等 販売所 33㎡
保管場所 4㎡
- ④営業時間 午前6時30分～午後6時15分
原則として上記のとおりとし、やむを得ず変更する場合は、本連合会の承認を得ることとする。
- ⑤営業日 毎日
原則として上記のとおりとし、やむを得ず休業する場合は、本連合会の承認を得ることとする。

3 基本方針

「まるっと！あいち」の利用者は40代から60代が約7割を占めている。これらの世代を含む空港利用者に対し、物販を通じ、愛知県内商工会地域の様々な地域資源の魅力を発信する場とする。

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 委託業務内容

(1) 運営業務

- ①「まるっと！あいち」の販売商品及び事業者管理に関すること
- ②接客及び事業者からの問い合わせに関すること
- ③受発注に関すること
- ④精算業務に関すること
- ⑤本連合会への報告業務に関すること

(2) 店舗及び設備等の維持、管理業務

- ①店舗及び設備の管理に関すること
- ②清掃業務に関すること
- ③防犯、火災予防に関すること

(3) 「まるっと！あいち」及び販売商品のPR業務

- ①店舗及び販売商品のPRに関すること

6 体制及び人員

(1) 体制

本委託業務を遂行するために、必要な体制を確保するとともに、関係法規を遵守し、効率的な運営を行う。

(2) 人員

- ①店舗における管理運営に関するすべての範囲を統括する責任者を1名選任すること。
- ②営業時間中は、常時2名以上の販売員を必ず配置すること。
原則として上記のとおりとし、やむを得ず増員、減員する場合は、本連合会の承認を得ることとする。
- ③販売員に対し、販売に必要な知識・技術について研修を実施し、適切な人材育成に努めること。

7 委託業務の報告

(1) 月ごとに報告する書類

当該月の翌月5日までに報告すること。

- ①当月の売上高及び商況
- ②仕入先別売上高
- ③前年度売上対比表

- (2) 委託期間終了後に報告する書類
委託期間終了後30日以内に報告すること。

- ①委託事業実施報告書
- ②雇用実績報告書

8 経費の負担

- (1) 本連合会が負担する経費

- ①保守・維持管理に係る経費の一部
- ②店舗、倉庫の賃借料
- ③水道光熱料
- ④改装等に係る経費
- ⑤通信に係る経費
- ⑥消耗品費の一部（本連合会備品の使用に係る分）
- ⑦イベント等開催に係る経費 等

- (2) 受託者が負担する経費

- ①保守・維持管理に係る経費の一部
- ②消耗品費の一部（受託者備品の使用に係る分）
- ③運営に係る人件費
- ④自主事業に係る経費 等

9 業務上の留意事項

- (1) 法令等の遵守

業務実施にあたり、労働法、消防法等関係法令等を遵守すること。

- (2) 安全管理

災害・事故が発生した場合は、利用者の安全を最優先し、速やかに避難誘導、傷病者の救護、関係機関への通報等の適切な対応をすること。

- (3) 苦情処理

購入者等からの指摘・苦情については適切に対応するとともに、処理内容を本連合会に報告すること。

- (4) 損害賠償

運営にあたって第三者に損害が生じた場合、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害が受託者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- (5) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

1 0 交付決定等

本事業は、愛知県の「小規模事業経営支援事業費（商工会連合会広域振興事業費）補助金」の交付決定を条件とすることから、交付決定以前においては、補助事業実施予定者の決定となります。

また、審査の結果、補助事業者として選定されたとしても、交付決定が行われるまでは効力を生ずるものではありません。

1 1 その他

本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、本連合会と受託者双方で協議の上決定する。